

消 公 協 第 7 号
令和 8 年 1 月 9 日

消費者委員会
委員長 鹿野 菜穂子 殿

消費者庁長官 堀井 奈津子
(公 印 省 略)

一般乗用旅客自動車運送事業（東京都特別区・武三地区）の
運賃の改定案について

一般乗用旅客自動車運送事業（東京都特別区・武三地区）の運賃の改定案について、これを物価問題に関する関係閣僚会議に付議するに当たり、貴委員会の意見を求めます。

特別区・武三地区におけるタクシーの運賃改定について

【地域概要】

事業者数：法人 288 者、個人 8,611 者

法人車両数：27,019 両

対象区域：特別区、武蔵野市、三鷹市

【申請概要】

申請期間：令和 7 年 7 月 3 日～10 月 2 日

申請車両数：23,522 両

申請率：87.06%

申請理由：乗務員不足解消のための労働条件及び職場環境の改善
利便性・安全性の向上への投資 等

【改定率】 10.14%

新旧運賃比較表（特別区・武三地区）

(1) 距離制運賃

項目	車種	特定大型車				大型車				普通車			
		初乗		加算		初乗		加算		初乗		加算	
現行		1.096km	570円	224m	100円	1.096km	530円	240m	100円	1.096km	500円	255m	100円
改定		1.0km	570円	203m	100円	1.0km	530円	219m	100円	1.0km	500円	232m	100円

(2) その他運賃

種類 \ 区別	現 行	改 定
時間距離併用運賃		
特定大型車 時速10km以下	1分25秒までごとに 100円	1分15秒までごとに 100円
大型車 "	1分30秒までごとに 100円	1分20秒までごとに 100円
普通車 "	1分35秒までごとに 100円	1分25秒までごとに 100円
時間制運賃(初乗運賃)		
特定大型車 1時間まで	5,820円	6,410円
大型車 "	5,590円	6,160円
普通車 "	5,360円	5,900円
時間制運賃(加算運賃)		
特定大型車 30分までごとに	2,740円	3,020円
大型車 "	2,590円	2,850円
普通車 "	2,450円	2,700円

【前回改定状況】

令和 4 年 1 1 月 1 4 日実施 改定率 14.24%